

「新たな看護のあり方に関する検討会」について

1. 検討会の目的

少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化、在宅医療の普及、看護教育水準の向上などに対応した新たな看護のあり方について検討すること等により、質の高い効率的な医療の提供を推進する。

2. 検討内容

- (1) 医師による包括的指示と看護の質の向上による在宅医療の推進
- (2) 医療技術の進歩等に伴う看護業務の見直し
- (3) これらを推進するための方策

3. メンバー構成

本検討会メンバーは、別紙のとおりとし、メンバーの中から座長を1名選出する。

4. 検討会の位置付け

- (1) 本検討会は、厚生労働大臣の指示により、医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は厚生労働省医政局看護課に置く。

「新たな看護のあり方に関する検討会」メンバー

氏名	所属機関・役職
井部 とし 俊子	聖路加国際病院副院長・看護部長
うえの けい 桂子	聖隷福祉事業団在宅サービス部長
うちぬの あつ 敦子	兵庫県立看護大学助教授
かわ こと 厚	ホームケアクリニック川越院長
座長 かわ 村 さわ 和子	東京都立保健科学大学教授
くに 井 はる 治子	(社)日本看護協会常任理事
にし ざわ ひろ とし 寛 俊	(社)全日本病院協会副会長
ひら ばやし かつ まさ 政 勝	國學院大学学長特別補佐・教授
ふじ がみ まさ 子 雅	(社)日本薬剤師会常務理事
みや たけ たけし 剛 武	埼玉県立大学教授
やなぎ た き み 子 田 喜美子	(社)日本医師会常任理事

(50音順)

「新たな看護のあり方に関する検討会」検討経過

回数	開催日	検討内容
第 1回	平成14年 5月31日	・検討課題に関する意見交換（フリーディスカッション）
第 2回	6月24日	・諸外国における看護師の新たな業務と役割について（ヒアリング） ・看護独自の機能について（ヒアリング）
第 3回	7月24日	・看護師等による静脈注射の実施について（議論） ・訪問看護及び在宅医療の実態について（ヒアリング）
第 4回	8月19日	・緩和ケアにおける疼痛管理（麻薬の取扱い）等について
第 5回	9月 6日	・中間まとめについて
第 6回	10月28日	・麻薬の取扱いと包括指示について
第 7回	11月19日	・生活の援助と医師の指示について ・在宅患者の死亡時における看護師等の関わり方について
第 8回	12月20日	・在宅医療における必要な衛生材料等の供給体制について ・在宅における注射の取扱いについて
第 9回	平成15年 1月20日	・これまでの論点と主な意見の整理について
第10回	2月18日	・報告書（素案）について①
第11回	2月27日	・報告書（素案）について②
第12回	3月13日	・報告書（案）について①
第13回	3月24日	・報告書（案）について②

新たな看護のあり方に関する検討会報告書の概要

平成15年3月24日

1. 患者の生活の質の向上のための専門性の高い看護判断と看護技術の提供に向けて

(1) 看護をめぐる現状と課題

- ① 人口の高齢化、疾病構造の変化等の中で、看護師等に期待される役割は拡大し、看護基礎教育でも患者の生活の質の向上のための支援が重点事項とされているが、医療現場では、医師の指示を待った対応がなされるなど、看護師等の判断による適切なケアが迅速に提供されているとは必ずしも言えない。
- ② このため、これからの時代の要請に応じた看護のあり方や他の医療関係職種とのあり方について、患者・家族のためにより良いケアを提供するとの視点から改めて検討し、明らかにすることが必要。

(2) 時代の要請に応じた看護のあり方、医師等との連携のあり方

- ① 患者のためのより良い医療・看護サービスの提供のためには、各医療関係職種が、それぞれの専門性を十分発揮して、相互の信頼関係の下に密接に連携することが重要。
- ② その中で、看護師等は、患者の生活の質の向上を目指し、療養生活支援の専門家として、その知識・技能を高め、的確な看護判断を行い、適切な看護技術を提供していくことが必要。
 - 患者に起りうる病態の変化に対応可能な医師の指示に基づき、看護師等が適切な観察と看護判断を行い、適切な看護を行う。また、患者の状態についての観察結果や看護の立場からの判断を医師等に適切に伝え、より良いケアを行う。(いわゆる「包括的指示」)
 - 療養上の世話を行う場合にも、行政解釈では医師の指示を必要としないとされているが、患者に対するケアの向上という

観点に立てば、療養上の世話と診療の補助を明確に区別しようとするよりも、医師の意見を求めるべきかどうかについて適切に判断できる看護師等の能力、専門性が重要。

- 患者の症状に応じた医薬品等の量の増減を可能とする医師の指示の範囲内において、患者の症状を観察した看護師等が症状に応じて適切な服薬を支援する。
- ③ また、患者・家族が医療を理解し、より良い選択ができるよう、患者・家族に対し、次のような支援を行うことが重要。
 - 看護ケアの内容、検査等についてわかりやすく丁寧に説明するとともに、患者・家族が自らの意向を伝えることを支援し、時には代わって伝える役割を担う。
 - 家族のもつ精神的な支援機能や患者の自己回復力を最大限引き出し、これを生かせるように患者・家族と関わる。

(3) 望ましい看護のあり方の普及に向けて

- ① 看護師等が、こうした要請に応えるための判断力、責任能力を向上し、更には豊かな人間性や人権を尊重する意識の涵養できるよう、看護師等の養成のあり方の諸課題への取り組みが必要。
 - 適切な臨地実習を行うための条件整備、到達すべき看護技術教育の内容・範囲の明確化
 - 特定領域について、より専門的な教育・研修を受けた専門性の高い看護師等の養成強化や普及
 - 看護基礎教育の期間の延長や卒後の技術教育の制度化も今後の検討課題
- ② また、患者・家族との信頼関係の構築、医療関係職種との連携促進のため、看護プロトコルの普及を図ることが必要。

2 看護師等の専門性を活用した在宅医療の推進

今後ますますニーズが拡大する在宅医療においては、看護師等が、医師等と連携しながら、その専門性を発揮し、適切な看護判断による看護技術を提供していくことが必要。また、在宅医療の推進に当たっては、関連諸制度の見直しをあわせて行っていくことが必要。

(1) 在宅がん末期患者の適切な疼痛緩和ケアの推進

- ① 看護師等は、がん患者の疼痛が全人的な痛みであることを理解し、看護技術を駆使して、その緩和を図ることが重要。
- ② また、麻薬製剤を使用した疼痛緩和についても、専門的な知識・技術を修得し、医師、薬剤師等と十分に連携して、レスキュードーズ(急激に疼痛が増悪した場合の追加薬)などについての服薬支援など適切な対応を行う。
- ③ 適切な疼痛緩和ケアの推進のための標準的な在宅療養プロトコールの見直しも必要。

(2) 在宅医療を推進するためのその他の関連諸制度の見直し

- ① 患者・家族が安心して在宅療養ができるようにするためには、看護師等が、医師等と連携して、在宅で患者が死亡した際に適切に対応できることが重要。
 - その中で、在宅での患者の死に立ち会った看護師等は、やむを得ず医師が直ちに現場に駆けつけることができない場合は、一定の条件の下で、患者の尊厳や家族の気持ちに配慮し、点滴の抜去、身体の清拭等の適切な対応を行うことも考慮することが必要。
 - こうした医師等との適切な連携や関連制度の理解など、看護師等を支援するためのマニュアルの作成、普及を行う。
- ② この他、在宅における医療機器・衛生材料の供給体制の確保等についても検討を行うことが望ましい。